

(広報資料)

平成 26 年 5 月 8 日
行 財 政 局
(担当 財政部契約課 222-3311)
交 通 局
(担当 企画総務部財務課 863-5095)
上 下 水 道 局
(担当 総務部用度課 672-7726)

ダンピング受注防止対策等のための入札・契約制度の改正等について

京都市では、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に基づき、市内中小企業の受注機会の拡大とダンピング受注防止対策等のための入札制度の抜本的改革・運用改善を行っています。

このたび、徹底したダンピング受注防止対策等を講じるため、下記のとおり、工事及び工事関連の業務委託の入札・契約制度を改正するとともに、市内中小企業の受注機会の更なる拡大を促進するため、ホームページで協力を呼びかけます。

なお、1～5の入札・契約制度の改正は、本年6月1日入札公告分から実施します。

記

1 工事における最低制限価格の事後公表の適用範囲の拡大

最低制限価格^(1)の事後公表について、その適用範囲を予定価格5,000万円超の工事にまで拡大します。

◆最低制限価格の事後公表の適用範囲

予定価格 <u>1億円超</u> の工事 (事後公表)	予定価格 <u>5,000万円超</u> の工事 (事後公表)
予定価格 <u>1億円以下</u> の工事 (事前公表)	予定価格 <u>5,000万円以下</u> の工事 (事前公表)

2 工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲の改正

最低制限価格及び低入札調査基準価格^(2)の範囲の下限及び上限を引き上げます。

◆最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲

予定価格の <u>70%～90%</u>	予定価格の <u>75%～92%</u>
----------------------	----------------------

3 工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格のランダム係数の改正

最低制限価格及び低入札調査基準価格に乗じているランダム係数について，最低制限価格等の算定の適正化を図るとともに，ダンピング受注防止対策を強化するため，その範囲を縮小し，1から1.01までとします。

◆最低制限価格及び低入札調査基準価格のランダム係数

$0.99 \sim 1.01$ の範囲において	⇒	$1 \sim 1.01$ の範囲において
0.001単位で無作為抽出した値		0.001単位で無作為抽出した値

4 工事関連の業務委託における最低制限価格の積算基準の改正

測量，建築設計，設備設計，土木設計，地質調査，補償調査の業務委託の最低制限価格の積算基準を国基準（国が行う業務委託における低入札価格調査基準価格の基準）に準拠するよう改正します。

◆業務委託における最低制限価格の積算基準

予定価格の3分の2		算定基準	範囲
	測量	直接測量費 測量調査費 諸経費の40% 合計額 × 1.08	予定価格の 3分の2 ～80%
	建築設計 設備設計 (建築関係)	直接人件費 特別経費 技術料等経費の60% 諸経費の60% 合計額 × 1.08	予定価格の 3分の2 ～80%
	土木設計 設備設計 (土木関係)	直接人件費 直接経費 その他原価の90% 一般管理費等の30% 合計額 × 1.08	予定価格の 3分の2 ～80%
	地質調査	直接調査費 間接調査費の90% 解析等調査業務費の75% 諸経費の40% 合計額 × 1.08	予定価格の 3分の2 ～85%
	補償調査	直接人件費 直接経費 その他原価の90% 一般管理費等の30% 合計額 × 1.08	予定価格の 3分の2 ～80%
	その他	予定価格の3分の2	

5 工事における社会保険加入の入札参加条件化

工事の入札において，社会保険（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）の加入を入札参加条件とします。

6 市内中小企業の受注機会の拡大の促進

京都市のホームページ（京都市情報館）で、市内中小企業への発注に関する本市の方針を掲載し、協力を呼び掛けるとともに、市内中小企業の受注機会の拡大についての本市の取組を紹介します。

1 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

2 低入札調査基準価格

入札金額があらかじめ設定した価格を下回った場合に、その入札者が適正に履行できるかどうかを調査する基準となる価格。

この調査に基づき、その入札者を落札者とするかどうかを判断する。